

ドメイン取得代行サービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社 バリューコア（以下「当社」という）は、ドメイン取得代行サービス約款（以下「本約款」という）に基づき、契約（以下「本契約」という）を当社と締結した者（以下「契約者」という）にドメイン名の登録申請・更新・各種変更・廃止に関する代行サービスを提供します。

第2条 (用語の定義)

本契約に基づく用語の定義は、次の通りとします。

- (1) 「レジストリ」とは、IPアドレスおよび関連データに対応する1件または複数ドメイン名（低レベルのドメイン名を含む）のゾーンファイルを含むデータベースおよびその管理等の権限および義務（以下「レジストリ権限等」という）を有する組織を指します。なお、レジストリ権限等を付与された第三者がある場合は、当該第三者のことを指します。
- (2) 「レジストラ」とは、ドメイン名の保有者とレジストリ間のインターフェイスとして行動する個人または法人であって、レジストリがデータベースに記入するためのゾーンファイル情報を提出するものを指します（汎用 JP ドメイン名登録サービスにおける「指定事業者」を含みます）。
- (3) 「ドメイン名またはドメイン」とは、「.com」、「.net」、「.org」等のトップレベルドメインに続く、第2・第3レベルドメイン名を指します。
- (4) 「登録者」とは、「登録情報」として提供される情報に登録者として記載される者を指し、当該ドメイン名を保有する権限を持つものとします。
- (5) 「契約者」とは、「登録者」であり弊社との間に本契約を締結した者、または「登録者」より本サービスの契約を委託された第三者がある場合は、当該第三者のことを指します。
- (6) 「登録情報」とは、登録の際に登録者より提供される全情報を指します。
- (7) 「レジストラ移管」とはレジストラを変更することとします。
- (8) 「統一ドメイン名紛争処理方針」（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy（以下「UDRP」という））は、ICANNが採択したものであり、登録者によって登録されたドメイン名の登録および使用に起因する、登録者と第三者の間の紛争（以下「ドメイン紛争」という）の処理に関する規約を定めたものです。このUDRPは、すべてのICANN認定レジストラが登録サービスを行う際に採用するよう義務づけられている方針となっています。
- (9) 「管理者」とは、「管理担当者」として提供される情報を指し、当該ドメイン名の管理を担当するものとします。
- (10) 「担当者」とは、「管理担当者」、「経理担当者」、「技術担当者」として提供される情報を指します。

- (11) 「登録期限日」とは、ドメイン名の登録期間の末日を指します。
- (12) 「手続期限」とは、ドメイン名の登録期間の終了日時、または、当社が指定する通知方法を用いて契約者に告知することで設定した特定の日時を指します。

第3条 （規定等の遵守）

本約款に適用される法令、当社が利用するレジストラ（以下「レジストラ」という）と ICANN との間で締結されたレジストラ認定契約（今後当該契約が修正または更新された場合、修正または更新後の契約を含むものとし、以下「ICANN 契約」という）およびレジストリとの間で締結されたレジストラのライセンス契約その他の契約（今後当該契約が修正または更新された場合、修正または更新後の契約を含むものとし、以下「レジストリ契約」という）、ならびに、ICANN およびレジストリが随時採用するドメインネームに関するポリシー、指示、指針、その他の取り決め（以下「ポリシー等」とし、これらの法令、契約、ポリシー等を「法令等」と総称する）は、本約款に優先する効力を有するものとし、法令等と本サービス規約に矛盾が存在する場合は、当然に法令等が優先して適用されるものとします。

2. 契約者が登録申請をした場合、契約者は、UDRP、規約、規程、規則、方針、ガイドライン等および本約款、当社が本サービスを運営・管理する目的で定める本約款に附属する規約、附則、規程、規則、方針、ガイドライン等（以下これらを総称して「規約等」という）ならびに法令等に従うことに同意したものとみなします。この同意は、レジストラおよびレジストリに対してもなしたものとします。

第4条 （サービス内容）

当社が扱うドメイン名は、次の各項に定めるとおりです。

- (1) 属性型（組織種別型）JP ドメイン名、地域型 JP ドメイン名、汎用 JP ドメイン名
 - (2) .com/.net/.org その他、当社ホームページに記載してあるトップレベルドメインに含まれるドメイン名
2. 当社は、ドメイン名の登録、登録原簿記載事項の変更、更新その他の申請または届出（以下あわせて「登録申請等」という）を希望する者（以下「契約希望者」という）および契約者に対して、ドメイン名の登録申請等、ドメイン維持管理のために必要な申請、付加機能およびその他関連する代行申請サービスを提供します。

第2章 利用契約の締結

第5条 （登録申請等の手続）

本サービスの契約希望者は、当社約款の内容を承諾した上で、当社が別途定める書面（以下「申込書」という）に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。当社申込受領後、契約希望者に支払義務が発生するものとみなし、請求を行うものとします。申込においては、契約希望者の責任で以ってドメイン名を選定したものとし、当社が上位組織に申請した後は、いかなる理由があろうともその変更はできません。

第6条 (申込の拒絶)

当社は、契約希望者が次の各号に該当する場合、取得代行等を承諾しないことがあります。

- (1) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、契約希望者および契約者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
- (2) 申込書の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
- (4) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
- (5) その他、当社の審査により申込の承諾が相当でないと判断した場合
- (6) その他上位組織が不相当と認めた場合

第3章 契約希望者および契約者の責務

第7条 (契約希望者および契約者の禁止行為)

契約希望者および契約者は、ドメイン名登録・利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (2) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為(ドメイン名の登録・利用にあたり、登録者から委託をされている場合は除きます。)
 - (4) ドメイン名を本人が使用する意思なく、第三者に転売または権利譲渡のみを目的として取得する行為
 - (5) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (6) 犯罪行為あるいは犯罪行為を唆し、もしくは容易にさせる行為またはそれらのおそれのある行為
 - (7) 当社の本業務の遂行を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (8) 他人の法的利益を侵害し、または公序良俗に反する方法あるいは態様においてドメイン名登録・利用をする行為
 - (9) その他、当社が不適切であると合理的に判断する行為
2. なお、当社は、契約者が希望するドメイン名が商標権・著作権等に接触しているか否かについて調査いたしません。また、その責任を負わないものとします。

第8条 (ドメイン名の変更等における書類等の提出)

契約者は、申込書記載事項に変更があった場合、当社所定の様式により速やかに当社に対して届出るものとします。

2. 登録者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人もしくは合併により新設された法人は、合併の日から30日以内に当社所定の様式により当社に届出るものとします。
3. 当社は、前項の変更の届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより、契約者及び登録者、そして第三者が被った如何なる損害にも責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着または延着した場合でも、通常到着すべき時期に到着したと見なすことができるものとします。
4. 当社は、契約者及び登録者について次の事情が生じた場合、登録者の同一性および継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用します。

- (1) 登録者である個人から法人への変更
- (2) 登録者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
- (3) 登録者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
- (4) 登録者である任意団体の代表者の変更
- (5) その他前各号に類する変更

5. 契約者及び登録者は、ドメイン名を変更や譲渡または削除する場合、あるいは登録された住所を移転する等の場合には、上位組織規定に定められた必要書類（以下「必要書類」という）を当社に提出しなければなりません。

第9条 （必要情報の提供）

契約希望者および契約者は、当社に提供した全ての情報を正確にかつ最新のものに保つものとします。

2. 当社は、契約希望者および契約者に対し、契約更新時、またはそれ以外の時点において、申込時に当社へ提出した情報以外の情報を要求する場合があります。
3. 契約者は不正確な情報を故意に提供する行為、または情報の更新を故意に怠る行為は行わないものとします。

第10条 （損害賠償）

登録者、契約希望者および契約者、またはその代理人、使用人その他契約者の関係者が本約款に違反する行為を行い、当社に損害を与えた場合、契約希望者および契約者は、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。

第4章 個人情報の取り扱い

第11条 （通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い、取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情

報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合には、当該開示請求の範囲でそれぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、登録者が第13条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第12条 （個人情報等の保護）

当社は、利用者の個人情報を「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報の利用について」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
4. 当社は、次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。

- (1) 利用者本人の同意がある場合
- (2) 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払および回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
- (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合
- (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

第5章 提供中止および提供停止

第13条 （登録および使用の制限）

以下の各号のいずれかにあたる場合には、上位組織または当社が登録者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、修正する権利を保持することを、契約者は予め承諾したものとみなします。

- (1) 契約者が上位組織規定、紛争処理方針あるいは本契約に違反した場合
 - (2) 上位組織の規定等に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合
 - (3) ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合
 - (4) 上位組織によるエラー修正としてなされる場合
 - (5) ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合
2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間登録手続を中止し、または使用を停止してその有無について検討することがあります。ただし、その検討の過程および結果の詳細について、当社が契約者に開示する義務はないものとします。
 3. 前項による登録代行申請の拒否、登録代行手続の中止、ドメイン名使用の一時停止、移転、または抹消について契約者が異議申立（訴訟の提起を含む）をすることはできないものと

ます。

第6章 利用契約の終了

第14条 (登録期間、解約および更新)

本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間(以下、「登録期間」という)は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録、もしくは当社を通じて行われたドメイン登録業者変更によって、上位組織にその事実が記録された日(以下、「契約開始日」という)から起算し、ドメインの種類ごとに当社ホームページに記載している「料金表」に定める期間とします。

2. 当社は、ドメイン登録有効期限の満了の1ヶ月前までに更新の有無を確認する連絡を行います。
3. 契約者は、当社に対し当社の定める方法により、ドメイン登録有効期限の満了する20日前までに解約の申請を行うことにより、利用契約を解約することができるものとします。それを過ぎた場合、更新する意思があるものとみなし、当社は更新手続を行うものとします。

第7章 雑則

第15条 (サービスの終了)

当社は、ドメインごとに定める上位組織またはドメイン登録業者の解散あるいはドメイン登録事業の終了により、または当社の経営上の判断により、本サービスの提供を終了する場合があります。

2. 当社は、本サービスを終了する場合、終了する1ヶ月前までにその旨を当社のホームページ上への表示、および電子メール・書簡等、当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。
3. 本サービスが終了する場合、契約者は、法令および上位規約が定める規約等で許容される方法により、契約者の所有する、もしくは委託されたドメイン名の使用の継続、または登録の抹消等に関して、契約者の責任において所定の手続を行っていただくものとします。契約者は、これら所定の手続を自らが行わないときは契約者の意思に反して、そのドメイン名および登録者に関する情報の登録がそのまま継続され、またはこれらの登録が抹消される場合があることを予め承諾するものとします。

附則

第1条 (適用開始)

この約款は、2007年4月1日より適用されます。

第2条 (日本語ドメイン取得代行サービスに関する特則)

本サービスの一環として行う、日本語ドメイン取得代行サービスは、レジストリが登録・管

理を行う多言語ドメイン登録のうち、日本語でのドメイン名を登録するものでありますが、当該多言語ドメイン登録・運営は現在テスト期間中であり、登録者は、以下の各号に挙げるリスクがあることを承知の上、本サービスの利用をするものとします。

- (1) 登録希望ドメイン名の文字化けによる誤登録
 - (2) 多言語ドメイン登録システム上の不具合によるドメイン名の消滅または利用不能
 - (3) レジストリが定める期間中登録したドメイン名が一切使用できないこと
 - (4) 登録したドメイン名は多言語ドメイン名の使用が可能となったとしても、テスト期間中は本条のリスクが除去されるものではないこと
 - (5) 登録したドメイン名が多言語ドメイン登録システム上の問題により使用できない場合があること
 - (6) テスト期間の終了時期が確定していないこと
 - (7) 商標権または先願主義などによるドメイン名紛争が発生する可能性があること
 - (8) 多言語ドメイン登録システム上の問題による多言語ドメイン名または「日本語ドメイン取得代行サービス」自体のサービス中止
 - (9) いかなる問題が発生しても登録料等が返還されないこと
 - (10) その他多言語ドメイン登録システムに関する潜在的リスク
2. 契約希望者および契約者は、前項各号に挙げるリスクがあることを承知の上で登録申請したものであり前項のリスクの現実化に伴う損害については、当社がその責任を一切負わないことに同意するものとします。
 3. ドメイン名の紛争処理については、本約款に定める通りとし、当社は特別の対応はしないものとします。
 4. 本条に記載のない事項については、本約款に定める通りとします。

第3条 (JP ドメイン名取得サービスに関する特則)

本サービスの一環として行う JP ドメイン名取得代行サービスとは、当社が、JP ドメイン名のレジストリである株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」という）から、当社利用のレジストラに提供されるサービスの利用手続等を代行するものです。

2. 本条でいう「JP ドメイン名」とは以下の各号を指すものとします。
 - (1) 汎用 JP ドメイン名
 - (2) 属性型 JP ドメイン名のうち.cojп、edjп、gojп、acjп、orjп、nejпドメイン名
3. JPドメイン名登録サービスにおいて、「申請者」とは JP ドメイン名の登録等を申請する者としてします。
4. JPドメイン名登録サービスにおいて申請者および登録者の資格を有するのは、以下の各号に挙げる者としてします。
 - (1) 汎用 JP ドメイン名
 - イ. 日本国内に住所を有する個人
 - ロ. 日本国内に本店・主たる事務所、支店・支所、営業所
その他これに準じる常設の場所を有する法人その他の団体
 - (2) 属性型 JP ドメイン名のうち.cojпドメイン名

- イ. 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合
 - ロ. 日本において外国会社の登記を行っている外国会社
- (3) 属性型 JP ドメイン名のうち.ed.jp ドメイン名
- イ. 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの
 - ロ. イ. に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの
 - ハ. イ. またはロ. に該当する組織を複数設置している学校法人、イ. またはロ. に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、イ. またはロ. に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク
- (4) 日本国の政府機関、各省庁所轄研究所、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）
- イ. 属性型 JP ドメイン名のうち.ac.jp ドメイン名
 - a. 学校教育法および他の法律の規定による次の組織
 - ・ 学校（ED.JP ドメイン名の登録資格の1. に該当するものを除く）
 - ・ 大学共同利用機関
 - ・ 大学校
 - ・ 職業訓練校
 - b. 学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人
 - ロ. 属性型 JP ドメイン名のうち.or.jp ドメイン名
 - a. 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、中間法人、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）、農業協同組合、生活協同組合、その他AC.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人
 - b. 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府（州政府）等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連NGOまたはその日本支部
5. JP ドメイン名登録サービスにおいて1つの登録者が登録可能なドメイン個数は以下の各号の通りとします。
- (1) 汎用 JP ドメイン名については、無制限
 - (2) 属性型 JP ドメイン名については、登録者1組織につき1個
6. JP ドメイン名登録サービスにおいて、第14条第1項に定める登録期間が1回の登録手続または登録更新手続につき2年
- 以上となる場合、契約者は以下の各号に同意するものとします。
- (1) 登録ドメイン名の登録期間について、登録手続または登録更新手続の時に、当社は上位組織に対し登録期間のうち最初の1年間について取次を行い、登録期間のうち残りの年数分については、当社は上位機

- 関に対し毎年1年間ずつ期間の更新を行うこと。
- (2) 契約者は、登録期間から1年を減じた期間が経過するまでの間、登録ドメイン名の指定事業者変更ができないこと。
 - (3) 契約者が前号の規定に反した場合、登録期間のうち経過していない期間の年単位未満を切り捨てた分（以下、「未経過期間」とします）の利用料金について、本約款の規定が適用され、かつ当社は未経過期間につき本項第1号に定める期間の更新を行わないこと。
 - (4) 契約者が本条第7項に定めるドメイン名の廃止を届け出た場合、未経過期間の利用料金について、本約款の規定が適用されること。
7. JPドメイン名登録サービスにおいて、契約者は当社指定の様式に従いJPドメイン名の廃止を届け出ることができます。
この場合、廃止されたJPドメイン名は、廃止日から1か月間は再度の登録申請ができないことに同意するものとします。
 8. ドメイン名の紛争処理については、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JPドメイン名紛争処理方針」に従うものとし、当社は特別の対応はしないものとします。
 9. 本条に記載のない事項については、本約款規約に定める通りとし、本約款に記載のない事項については、JPRSが定めるJPドメイン名登録申請に関する規定が適用されます。
 10. 登録者は、日本語jpドメイン名が廃止されるリスクがあることを承知の上で登録申請したものであり廃止に伴う損害については、当社がその責任を一切負わないことに同意するものとします。

第4条 （.bizドメイン名取得代行サービスに関する特則）

- .bizドメイン名登録サービスについては、当社は、ICANNにより認定を受け、.bizドメイン名のレジストリであるNeuLevel、Inc（以下、「NeuLevel」という）から、当社が利用するレジストラに提供されるサービスの利用を代行するものです。
2. 本サービス契約者は、本条の規定に従うことに同意するものとします。
 3. 契約者は、以下の各号に従う必要があります。
 - (1) .bizドメイン名登録サービス登録者は、商用利用に限定してドメイン名を使用することが可能であり、非商用利用、報酬目的の売買、交換、賃貸することはできません。また、売却、交換、賃貸を持ちかけることもできません。
 - (2) 登録されたドメイン名が、登録時に、登録者の営む事業、あるいは登録者が意図した商用目的と合理的な関係を有すること。
 4. .bizドメイン名の紛争処理には「UDRP」のほか、「RDRP」が適用されます。
「RDRP」とは登録者が.bizドメイン名を商用利用目的として使用していないときに、申立人が利用できる紛争処理方針です。直接レジストリから処分が行われることはありません。また、レジストリが.bizドメイン名の運用方法について監視、あるいは「UDRP」の方針に従って運用されているかということを確認するようなことはありません。

The Uniformed Dispute-Resolution Policy (UDRP)

The Restrictions Dispute-Resolution Policy (RDRP)

5. 本条に記載のない事項については、本約款に定める通りとします。

第5条 (.info ドメイン名取得代行サービスに関する特則)

.info ドメイン名登録サービスについては、当社は、ICANN により認定を受け、.info ドメイン名のレジストリである Afilias Limited.

(以下、「Afilias」という)から、当社が利用するレジストラに提供されるサービスの利用を代行するものです。

2. 本サービス契約者は、本条の規定に従うことに同意するものとします。
3. .info ドメイン名の登録者は本約款の規定に従う必要があります。
4. 本条に記載のない事項については、本約款に定める通りとします。

第6条 (.name ドメイン名取得代行サービスに関する特則)

.name ドメイン名および .name ドメインを使用した電子メールアドレス(以下、「.name ドメイン等」という)登録サービス(以下、「.name ドメイン名登録サービス」という)については、当社は、ICANN により認定を受け、.name ドメイン名のレジストリである Global Name Registry、Limited.(以下、「GNR」という)から、当社が利用するレジストラに提供されるサービスの利用を代行するものです。

2. 本サービス契約者は、本条の規定に従うことに同意するものとします。
3. .name ドメイン取得代行サービスの契約者は、以下各号を遵守するものとします。
 - (1) .name ドメイン等の利用目的が個人の利用に限定されること。
 - (2) 登録申請を行う .name ドメイン等が、登録者の個人名(法的な氏名または一般的に知られている氏名)であること。
 - (3) (2)の事実につき当社の求めがある場合は、証明を行わなければならないこと。
 - (4) .name ドメイン等の登録情報について、GNRとGNRが業務を委託する第三者とで共有する可能性があることに同意すること。
 - (5) .name ドメイン等の登録情報のうち住所や郵便番号といった一部の情報について、GNRとGNRが委託して市場調査を行う第三者とで共有する可能性があることに同意すること。
4. E-メール転送サービスの提供主体はレジストリであるGNRであり、当該サービスに不具合が発生した場合当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意、または重大な過失がある場合を除きます。
5. .name ドメイン等の紛争処理については、以下各号の規定が適用されます。
 - (1) UDRPのほか、GNRの方針により Eligibility Requirements Dispute Resolution Policy (以下、「ERDRP」とします)が適用されること。
 - (2) ERDRPは、登録者が .name ドメイン等の登録につきGNRの定める登録条件を満たしていない場合に適用されること。
 - (3) ERDRPの適用方針はGNRにより変更されることがあること。
 - (4) 登録者がERDRPによって第三者から異議申立が行われた場合、登録者はGNRの定める紛争処理方針に従い、また第三者が被る損失を補填する責を負う可能性があること。

- (5) GNRが登録者の .name ドメイン等につき司法機関または行政機関から告訴の通知を受けた場合、登録者はGNRからの特段の指示なしには当該 .name ドメイン等の登録情報を変更できないこと。
 - (6) (5) に該当するドメインの登録情報は、イ. 司法・行政機関からの指示 ロ. 紛争が和解に達したことについて登録者あるいはドメイン登録に異議を唱えた第三者から行われる通知 のいずれかをGNRが受け取るまでは、変更ができないこと。
6. .name ドメインを使用した電子メールアドレスについては、以下各号の規定が適用されます。
- (6) 契約者は、電子メールアドレスだけではなくそのアドレスを用いて送信されるE-メールの内容についても、.name ドメイン等の登録に適用される規定が適用されることに同意します。
 - (7) 契約者は、電子メールアドレスの使用につき、イ. 不法な目的に使用されないこと、ロ. システムやネットワークへの不正なアクセスに使用しないこと、ハ. スпамメール等の電子メールによる嫌がらせ行為に使用しないこと、ニ. 第三者が .name ドメインの電子メールアドレスを使用しているかのように偽装しないこと に同意します。
 - (8) GNRが、電子メールアドレスの乱用を防ぐために追加のスパムメール対策を実行する権利を留保すること。
 - (9) (2) および (3) の規定に契約者が従わない場合、GNRが登録者の .name ドメインの利用を停止することがあること。
7. 本条に記載のない事項については、本約款に定める通りとします。

第7条 (BE ドメイン名取得代行サービスに関する特則)

本サービスの一環として行う BE ドメイン名取得代行サービスについては、当社は、BE ドメイン名のレジストリであるDNS

Belgium (以下「DNS BE」とします)によりレジストリ権限等を付与された VeriSign、Inc. (以下、「VeriSign」とします)から、当社が利用するレジストラに提供されるサービスの利用を代行するものです。

2. サービス契約者は、本条の規定に従うことに同意するものとします。
3. BE ドメイン名取得代行サービスにおいて、「申請者」とは当社と BE ドメイン名の登録等の取得代行サービスの提供を契約したものとします。
4. BE ドメイン取得代行サービスの申請者および登録者は、以下各号に定める事項を表明および保証します。
 - (1) BE ドメイン登録サービスにおいて登録および使用する BE ドメイン名は、適用法または適用規制に違反するような人種・言語・性別・宗教または政治観を差別することを支援するものではないこと。
 - (2) BE ドメイン登録サービスにおいて登録および使用する BE ドメイン名は、公序良俗に反していないこと。

5. ドメイン登録および運営については、申請者および登録者は以下の各号に列挙する事項を承知の上、登録申請を行うものとします。
 - (1) 譲渡ができないこと
 - (2) 登録者名の変更・修正ができないこと
 - (3) レジストラ・トランスファーができないこと
 - (4) 登録期間の終了日時の前に廃止できないこと
 - (5) 技術仕様により、登録申請はリアルタイムで処理されないため、登録申請したドメインが既に第三者によって登録済みであり、登録不可の可能性があること
6. 申請者および登録者は、前項各号に挙げる事項があることを承知の上で登録申請したものであり前項の事項に伴う損害について、DNS BE、VeriSign ならびに当社がその責任を一切負わないことに同意するものとします。
7. BE ドメイン名取得代行サービスの申請者および登録者は、以下の規約、規則等を遵守するものとします。
 - (1) Terms and conditions for domain name registrations under the “.be” domain operated by DNS BE (2007年2月14日現在 <http://www.dns.be/en/home.php?n=51>)
8. 本条に記載のない事項については、本約款に定める通りとし、本約款に記載のない事項については、DNS BE ならびに VeriSign が定める BE ドメイン名登録申請に関する規定が適用されます。

第8条 (.mobi ドメイン名取得代行サービスに関する特則)

1. 本サービスの一環として行う .mobi ドメイン名取得代行サービスについては、当社は、ICANN により認定を受け、.mobi ドメイン名のレジストリである mTLD、Ltd. (以下、「mTLD」とします) から、当社が利用するレジストラに提供されるサービスの利用を代行するものです。
2. 契約希望者及び契約者は、本条の規定に従うことに同意するものとします。
3. .mobi ドメイン取得代行サービスの契約者は、以下の各号に列挙する事項を確認の上、同意するものとします。
 - (1) ICANN および mTLD の定める運営基準、方針、契約条件、業務、要件を遵守すること
 - (2) mTLD のウェブサイト (www.mtld.mobi) で公開される、“dotMobi Style Guide” に記述されている要求事項、基準、方針、手順、および習慣を順守し、dotMobi Style Guide を順守するために dotMobi Style Guide の監視指針に記載されている通り、登録されたドメイン名で運営されるウェブサイトが監視されること
 - (3) dotMobi Style Guide は mTLD によって変更される可能性があり、契約者は定められた時間内に迅速に当該変更箇所へ準拠させること

- (4) 本約款に異なる定めがある場合といえども、.mobiドメイン登録サービスにおいては、mTLD が当社とmTLDとの間で締結された契約において定められたmTLDの有する権利を認めること
 - (5) 前号に定める mTLD が有する権利については、本規約に定める契約期間終了後も有効に存続するものとする
 - (6) mTLD が保有する登録者の個人情報については、mTLD と当社との間の契約および適切な個人情報保護に関するルールに従い取り扱われること
(参照: Registry-Registrar Agreement (2006年6月12日現在)
<http://pc.mtld.mobi/documents/RRA%20version%202%20-%205%20May%202006.pdf>)
 - (7) mTLD は紛争処理期間中にドメイン名を凍結する権利を留保すること
4. 契約者は、下記に列挙する事項において、mTLD および.mobiドメインのオペレーションに不可欠なサービスを提供している Afiliast Ltd. (以下、「Afiliast」とします)は、必要に応じてドメイン名の登録を拒否、キャンセル、譲渡、または移転する権利を留保することに同意するものとします。
 - (1) mTLD の完全性および安定性を保護するため
 - (2) 準拠法、政府の施策および要求、法的処置の要求、および紛争解決処理に遵守するため
 - (3) mTLD、mTLD の関連会社、子会社、代表者、役員、取締役、および従業員その他利害関係人の民事責任又は刑事責任を回避するため
 - (4) 本規約への違反状態を解消するため
 - (5) mTLD ・レジストラによるドメイン名登録に関連する誤りを訂正するため
 5. 契約者は、mTLD および Afiliast が、訴訟や処理過程から生じるいかなる損失や責務の責任を負わないことに同意するものとします。
 6. 契約者によるドメイン名の登録または使用に関連して起因する、全てのクレーム、損害賠償、負債、適切な訴訟費用を含む費用から、mTLD および Afiliast、ならびに mTLD および Afiliast の取締役、役員、従業員、代理人を法律で認められている最大限の範囲で防衛し、免責することを補償するものとします。
 7. .mobiドメイン名取得代行サービスの契約者は、以下各号の mTLD の規約、規則、指針等を順守するものとします。
 - dotMobi Style Guide
 - Switch On! Web Browsing Guide (2007年4月1日現在)
http://pc.mtld.mobi/documents/dotmobi_Switch_On_Web_Developer_Guide.html
 - Domain Compliance Policy (2007年4月1日現在)
http://pc.mtld.mobi/switched/reg_compliancepolicy.html
 8. 本条に記載のない事項については、本約款に定める通りとします。